

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会(以下、「協議会」という。)における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、協議会の事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにし、もって区民の基本的な人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 2 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。))をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)
 - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 3 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。
 - (1) 特定の個人の身体の特徴(容貌、声帯等)を電子計算機の用に供するために変換した符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用もしくは商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカード等の書類に記載された番号その他の符号であつて、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの(旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、個人番号、被保険者証番号等)
- 4 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であつて、次の各号のいずれかの記述等が含まれるものをいう。
 - (1) 本人の人種、信条又は社会的身分
 - (2) 病歴
 - (3) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること
 - (4) 本人に対して医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
 - (5) 犯罪の経歴又は犯罪により害を被った事実
 - (6) 本人を被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続きが行われたこと

(7) 本人を罪を犯した少年又はその疑いのある少年として、少年の保護事件に関する手続きが行われたこと

- 5 この規程において「保有個人情報」とは、協議会の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、協議会の職員が組織的に利用するものとして、協議会が保有しているものをいう。ただし、協議会文書（社会福祉法人新宿区社会福祉協議会情報公開規程第2条に規定する「協議会文書」をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- 6 この規程において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- 7 この規程において「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- 8 この規程において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 9 この規程において「保有特定個人情報」とは、協議会の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、協議会の職員が組織的に利用するものとして、協議会が保有しているものをいう。ただし、協議会文書に記録されているものに限る。
- 10 この規程において「特定個人情報ファイル」とは、保有特定個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有特定個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- 11 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 12 この規程において「受託業務者」とは、協議会から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（当該委託を受けたものから当該業務の全部又は一部の委託を受けたもの及び当該業務につき順次にされるその全部又は一部の委託を受けたものを含む。）をいう。
- 13 この規程において「受託業務従事者等」とは、受託業務者が受託した業務に従事している者及び従事していた者をいう。
- 14 この規程において「派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を行うため協議会に派遣され、協議会の事務に従事している者をいう。

（協議会の責務）

第3条 協議会は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

- 2 協議会は、個人情報保護に関する方針を、別表のとおり定め、協議会がどのような姿勢で個人情報保護に取り組むかを宣言するとともに、窓口での掲示やホームページへの掲載等で周知に努めるものとする。
- 3 協議会の職員又は職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報保護管理責任者)

第4条 協議会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理責任者（以下、「管理責任者」という。）を定め、協議会における個人情報の適正管理に必要な措置を行なわせるものとする。

- 2 管理責任者は、協議会会長（以下、「会長」という。）の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理の実施、職員に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 3 管理責任者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 4 管理責任者は、本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した職員から報告があったときは、その内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく会長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第5条 削除

第2章 協議会における個人情報の取扱い

第1節 収集

(適正収集の原則)

第6条 協議会は、個人情報（要配慮個人情報を含み、特定個人情報を除く。次条及び第14条において同じ。）を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的明示の原則)

第7条 協議会は、個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会は、次に掲げる場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (5) 交渉、争訟、人事管理、指導、相談等の事務を行う場合において、当該個人情報を本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (6) 出版、報道等により当該個人情報が公にされているとき。
 - (7) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から収集することができないとき。
- 3 協議会は、前項第3号及び第4号の規定に基づき個人情報を収集したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、当該通知により、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、協議会は、次に掲げる場合においては、本人に対し、その利用目的を明示しないで、個人情報を収集することができる。
- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(収集禁止事項)

第8条 協議会は、法令等に定めがあるときその他正当な業務執行に関連しその職務の範囲内で収集するときを除き、要配慮個人情報の収集を行ってはならない。

第2節 管理

(正確性の確保)

第9条 協議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第10条 協議会は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条、第12条から第14条まで及び第22条第1項において同じ。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 協議会は、保有する必要がなくなった保有個人情報を速やかに消去しなければならない。

(個人情報取扱業務概要説明書等)

第11条 協議会は、別に定める様式により、個人情報を取り扱う事業ごとに保有個人情報の項目、利用目的、個人情報の取得先、収集方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

- 2 個人情報取扱業務概要説明書は、窓口に掲示するとともにホームページへの掲載等により公表・周知するものとする。

第3節 利用

(目的外利用の制限)

第12条 協議会は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (5) 区民の福祉の向上を図るため、法令等及びこれらの委任を受けた規則等の定めに基づき適正に業務を執行するとき。

- 3 協議会は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて保有個人情報を取り扱う場合は、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

- 4 協議会は、第2項第3号及び第4号の規定に基づき保有個人情報を利用したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、当該通知により、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(外部提供の制限)

第13条 協議会は、保有個人情報を協議会以外のものに提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保有個人情報を協議会以外のものに提供することができる。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (5) 前各号のほか、区民の福祉向上を図るため、協議会が特に必要があると認めるとき。

- 3 協議会は、前項第3号及び第4号の規定に基づき保有個人情報を提供したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、当該通知により、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(保有個人情報の提供を受けるものに対する措置要求)

第14条 協議会は、前条第2項の規定により保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、

その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(業務委託等に係る措置)

第15条 協議会は、個人情報を取り扱う業務を委託し、又は派遣労働者に事務を行わせるに当たっては、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

(受託業者等の責務)

第16条 受託業者は、その業務を行うに当たっては、個人情報の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託業者はその業務を、第三者に委託しようとするときは、あらかじめ協議会の承認を受けなければならない。
- 3 受託業者及び受託業者であったもの、受託業務従事者等、派遣労働者及び派遣労働者であった者（以下「派遣労働者等」という。）は、その業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第3章 開示、訂正、利用停止等

第1節 開示、訂正及び利用停止

(開示請求権)

第17条 何人も、この規程の定めるところにより、協議会に対し、協議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、当該代理人に係る本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）を行うことができる。

(保有個人情報の開示義務)

第18条 協議会は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求を行った者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 協議会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令等に違反することとなる場合

(部分開示)

第19条 協議会は、開示請求に係る保有個人情報に前条各号が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該

部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（訂正請求権）

第20条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この規程の定めるところにより、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 代理人は、当該代理人に係る本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）を行うことができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第21条 協議会は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行わなければならない。

（利用停止請求権）

第22条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規程の定めるところにより、当該各号に定める措置を協議会に請求することができる。

（1）第6条、第7条第1項若しくは第2項若しくは第8条の規定に違反して収集され、若しくは第10条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第12条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

（2）第13条第1項又は第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

- 2 代理人は、当該代理人に係る本人に代わって前項各号に定める措置又は第37条各号に定める措置（以下これらを「利用停止」という。）に係る同項の規定による請求又は同条の規定による請求（以下これらを「利用停止請求」という。）を行うことができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第23条 協議会は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、協議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わなければならない。

(開示請求等の手続)

第24条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）は、書面により行うものとする。

- 2 前項の場合において、開示請求等を行う者は、協議会が定めるところにより、開示請求等に係る保有個人情報の本人であること（第17条第2項、第20条第2項又は第22条第2項の規定による開示請求等にあつては、開示請求等に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類その他協議会が定める書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 協議会は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求等を行った者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、協議会は、開示請求等を行った者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第25条 開示請求等に対し、当該開示請求等に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、協議会は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求等を拒否することができる。

(開示請求等に対する決定及び措置)

第26条 協議会は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定を行い、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し協議会が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第7条第4項第2号から第4号まで（第33条第2項において準用する場合を含む。）に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 協議会は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示を行わない旨の決定を行い、開示請求者に対し、その旨及び協議会が定める事項を書面により通知しなければならない。
- 3 協議会は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行うときは、その旨の決定を行い、訂正請求を行った者に対し、その旨及び協議会が定める事項を書面により通知しなければならない。訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行わないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき、及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）も同様とする。
- 4 協議会は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行うときは、その旨の決定を行い、利用停止請求を行った者に対し、その旨及び協議会が定める事項を書面により通知しなければならない。利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わないとき（前条の規定により利用停止請求を拒否するとき、及び利用停止請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）も同様とする。

(開示決定等の期限)

第27条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示等決定」という。）、同条第3項の決定（以

下「訂正等決定」という。)並びに同条第4項の決定(以下「利用停止等決定」という。)(以下「開示決定等」という。)は、開示請求等があった日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、協議会は、開示請求等を行った者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 前項の規定により延長した第1項に規定する期間(以下「延長後の期間」という。)内に開示請求等に係る保有個人情報のすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、協議会は、延長後の期間を更に相当の期間延長することができる。この場合において、協議会は、延長後の期間内に、開示請求等を行った者に対し、この項の規定を適用する旨及びその理由並びに開示決定等を行う期限を書面により通知しなければならない。
- 4 前項の規定を適用する場合にあっては、協議会は、開示請求等に係る保有個人情報のうちの一部につき延長後の期間内に開示決定等を行うことができるときは、当該期間内にこれを行わなければならない。

(開示の実施)

第27条の2 保有個人情報の開示の実施は、次の各号に掲げる当該保有個人情報が記録されている文書の区分により、当該各号に定める方法により行う。

- (1) 文書又は図画 当該文書の種別ごとに協議会が定めるところによる閲覧、視聴又は写しの交付
 - (2) 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。) 当該文書の種別による固有の性質を考慮した上で、開示の実施に伴い必要となる機器の整備状況その他の協議会の情報化の進展状況を総合的に勘案して協議会が定める方法
- 2 文書の閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示の実施が当該文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、又は第19条の規定により保有個人情報の一部について開示するとき、その他正当な理由があるときは、協議会は、前項の規定にかかわらず、保有個人情報が記録されている文書の写しにより開示の実施を行うことができる。

(保有個人情報の提供先への通知)

第28条 協議会は、第26条第3項の規定による訂正を行う旨の決定に基づき保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(費用)

第29条 この規程による保有個人情報の開示にかかる文書の閲覧及び視聴に要する費用は無料とする。

2 この規程により協議会文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。

3 前項に定める費用の額は、規則で定める。

第2節 異議の申出

(救済手続)

第30条 開示等の請求者（請求者が代理人の場合は、当該請求にかかる本人を含む）は、開示決定等に異議があるときは、開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に協議会に対して書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。ただし、開示決定等があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、この限りでない。

2 異議申出があった場合には、協議会は、当該異議申出の対象となった開示決定等について再度の検討を行った上で、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。

3 前項の回答に係る決定は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で行うものとする。

(1) 異議申出が第1項の期間の経過後になされたものである等明らかに不適切なものであるとき。

(2) 開示等決定（開示申出に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該異議申出に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。

(3) 訂正等決定（訂正申出の全部を容認して訂正を行う旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該異議申出に係る訂正申出の全部を容認して訂正を行うこととするとき。

(4) 利用停止等決定（利用停止申出の全部を容認して利用停止を行う旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該異議申出に係る利用停止申出の全部を容認して利用停止を行うこととするとき。

(5) 異議申出が、当該異議申出を行った者によって既に行われた他の開示決定等に対する異議申出と同一の内容のものであって、当該他の開示決定等に対する異議申出について、現に協議会が審査会に意見を聴いているとき、又は既に審査会が協議会に対し意見しているとき。

(苦情対応)

第31条 協議会は、個人情報の取り扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

第4章 特定個人情報に関する特則

(適正収集の原則)

第32条 協議会は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

- 2 協議会は、番号法第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(利用目的明示の原則)

第33条 協議会は、番号法第19条各号のいずれかに該当して本人から直接当該本人の特定個人情報を収集するときは、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 2 第7条第4項の規定は、前項の規定により特定個人情報を収集するときについて準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の」とあるのは、「第33条第1項の」と読み替えるものとする。

(安全確保の措置)

第34条 協議会は、保有特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 協議会は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を保有してはならない。
- 3 協議会は、保有する必要がなくなった保有特定個人情報を速やかに消去しなければならない。

(目的外利用の制限)

第35条 協議会は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 3 第12条第4項の規定は、前項本文の規定により保有特定個人情報を利用したとき（本人の同意があったときを除く。）について準用する。

(外部提供の制限)

第36条 協議会は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

- 2 第13条第3項の規定は、番号法第19条第13号に該当して保有特定個人情報を提供したとき（本人の同意があったときを除く。）について準用する。

(利用停止請求権)

第37条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が必要な事項は、会長が別に定める。

- (1) 第8条、第32条若しくは第33条第1項の規定に違反して収集され、若しくは第34条第2項若しくは第3項の規定に違反して保有されているとき、第35条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 前条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

第5章 雑則

(委任)

第38条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成17年5月27日から施行する。

(旧規程の廃止)

- 2 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会個人情報保護規程（平成3年4月1日施行）（以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 旧規程により開示・訂正・削除・利用中止等の請求を行っている場合は、新規程により申出等があったものとし、継承する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成27年12月9日から施行し、平成27年10月5日から適用する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会は、以下の方針に基づき、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護に努めます。

- 1 協議会は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 協議会は、個人情報を事業目的達成に必要な最小限の範囲内で、適法かつ適正な方法で取得します。
- 3 協議会は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その範囲内でのみ個人情報を利用します。
- 4 協議会は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5 協議会は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6 協議会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
- 7 協議会は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8 協議会は、個人情報を保護するために適切な管理体制を整備するとともに、役職員の個人情報保護に関する意識の向上に努めます。
- 9 協議会は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを協議会役職員に周知徹底し、確実に実施します。

平成17年5月27日制定

平成27年10月5日改正

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会
会長 北中 誠